

水沢病院が4月から新体制に

～ ようこそ奥州市へ～ これからお世話になる2人の医師と新事業管理者を紹介します



【総合内科長】
吉澤太郎 先生

内科一般を担当します。診察に当たっては何でも気軽に尋ねてください。

関西地方（三重県）出身ですので、聞き返すことがあるかもしれませんがその際はご容赦ください。よろしくお祈りします。



【外科医長】
藪内伸一 先生

宮城県出身で、仙台赤十字病院の勤務中は、災害救護班として、岩手・宮城内陸地震の際にも活動しました。患者さん一人一人に最適な治療を行い、早く元気になって退院できるよう心掛けていきます。どうぞよろしくお祈りします。



【総合水沢病院事業管理者】
大川正裕 氏

総合水沢病院の事業管理者に、前任の梅田邦光氏に代わり、4月1日付で大川正裕氏が就任しました。

行政相談委員にお気軽にご相談を

4月1日付けで市内の6人が行政相談員として総務大臣より委嘱されました。任期は2年間です。行政でお困りのことや聞いてみたいこと、要望がありましたらお気軽にご相談ください。

行政相談員とは…

国の行政全般に対する苦情・相談・意見・要望を受けて、相談者と関係行政機関の間に立ち、公正・中立な立場から助言や関係機関への通知を行います。

相談の対象は…

国の仕事のほか、NTT東日本や東日本高速道路株、国立病院機構、国立大学法人などの特殊法人、独立行政法人などが行なっている仕事です。

担当地域は…

紹介する委員には、奥州市を担当区域として皆さんの身近な相談相手となることができます。 ※委員に直接相談できるほか、本庁、各総合支所で定期的な行政相談を行なっています（5月の日程については、P7に掲載しています）。

■問い合わせ 本庁市民課総合相談室（内線126）、各総合支所市民相談担当課



岩淵 教美さん
=水沢区佐倉河字南桜沢2 = (☎4405)



高橋 純子さん
=水沢区黒石町字長田144 = (☎3346)



飯森 功さん
=江刺区岩谷堂字袖山74-4 = (☎5740)



佐々木 政明さん
=前沢区古城字比良12 = (☎5469)



五嶋 壽吉さん
=胆沢区小山字大道118 = (☎1405)



伊藤 吉雄さん
=衣川区表70 = (☎3535)



下水道事業受益者負担金を賦課します

市は、清潔で快適な市民生活のため、計画的に公共下水道の整備を行っています。下水道の使用開始（予定）地域の土地所有者に、その建設費を負担していただく「受益者負担」という制度があり、本年度は次の区域へ賦課を予定しています。
■該当区域Ⅱ次の区域の一部（すでに負担金を賦課している土地は除きます）

- 【水沢区】
 - 区域Ⅱ字北栗林、字勝手町、東中通り二丁目、姉体町字林前、姉体町字野地田
 - 負担金Ⅱ土地面積に1平方メートルあたり380円を掛けた額
- 【江刺区】
 - 区域Ⅱ岩谷堂字下苗代沢、愛宕字落合、愛宕字稗田、愛宕字池向、愛宕字三百刈田、愛宕字橋本、愛宕字西丸、愛宕字朴ノ木
 - 負担金Ⅱ土地面積に1平方メートルあたり330円を掛けた額
- 【前沢区】
 - 区域Ⅱ字陣場、字新城、字前野、字赤坂、字新町裏、字二十人町裏（あすか通り含む）
 - 負担金Ⅱ土地面積に1平方メートルあたり405円を掛けた額
 - 負担金額の決定方法Ⅱ所有者や土地の面積、納付方法などの申告により決定します
 - 申告説明会Ⅱ6月から7月に開催予定。説明会に先立ち、該当区域に土地を所有する人へ、受益者申告書などを送付しますので、手続きをしてください
 - 納付方法Ⅱ総額を5年間（水沢区は年4期、江刺区と前沢区は年2期）で分割した分割払いの窓口納付が原則ですが、申告により一括納付（報奨割）

市内にある空き家の改修に助成します

市は、市への移住増加を目的に、市内にある空き家の改修などの経費に対し、空家所有者に補助金を交付します。必要書類など、詳細については担当課までお問い合わせください。
■対象事業Ⅱ次のいずれかに該当する事業①台所、浴室、便所、洗面所などの改修、これらに付属する備品の購入②内装、屋根、外壁などの改修③家財道具などの運搬、廃棄④屋内や屋外の清掃
■補助金額Ⅱ経費総額に3分の2を掛けた額（上限10万円）
■要件Ⅱ次のいずれにも該当すること（1戸につき1回まで）
①市空き家バンクに登録し、原則として5年以上賃貸住宅として使用すること（ただし、その家屋を売却した場合は別）

～ 農業を営んでいる人へ～ 下水道などの使用料が安くなる場合があります

市は、農業で水道を利用している人の汚水量の認定を行っています。認定を受けると下水道などの使用料が安くなる場合がありますので、希望する人は担当課へ申告してください（畜産や稲作などの事業によって認定内容は異なります）。また、これまでに認定を受けていた人も新たに本年度分の申告が必要となりますのでご注意ください。

- 対象者 市水道を家事用と農業用のどちらにも使用する人で、事業として農業を行っている人（家庭菜園などは対象外）
- 対象となる使用料 下水道使用料、農業集落排水使用料、浄化槽使用料、汚水処理施設使用料
- 申告期限 翌月7日まで
※4月使用分（5月請求分）のみ5月11日届
- 問い合わせ・申告先 本庁下水道課経営企画係（内線531）、各総合支所地域整備課（申告受け付けのみ）



家族の思い出の詰まった大切な家だからこそ、丁寧に手を入れて、新たな住人へ引き継ぎませんか